

土岐市立総合病院 院内感染対策指針

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとってきわめて重要なことである。

このような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの感染対策と、医療施設全体の組織的な感染対策の二つを推し進めることによって、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

2 院内感染対策体制

2-1 感染防止委員会

本院における院内感染対策を総合的に企画、実施するために、感染防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会の組織、職務等の詳細については、感染防止委員会規程に定めるものとする。

なお、委員会には、院内感染対策に関し具体的実践的活動を行う感染対策チーム(ICT : Infection Control Team) を設置する。

2-2 感染対策チーム

感染対策チームの運営に関しては、感染対策チーム運営要領に定めるものとする。

3 院内感染対策のための研修

3-1 院内感染対策のための研修の実施

- (1) 委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回程度、全職員を対象とした感染対策のための研修を定期的の実施する。
- (2) 研修は、感染対策の基本的な考え方、感染防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の感染対策意識の向上を図るとともに、本院全体の感染対策の充実を図ることを目的とする。
- (3) 職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。
- (4) 委員会は、本院内で重大な感染事例が発生した場合など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。
- (5) 委員会は、研修を実施したときは、その概要(開催日時、出席者、研修項目)を記録し、2年間保管する。

3-2 院内感染対策のための研修の実施方法

院内感染対策のための研修は、院長等の講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献の抄読などの方法によって行う。

4 感染症の発生状況の報告その他に基づいた改善策等

- (1) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、職員に情報提供をするとともに、委員会で再確認し、今後の感染対策に活用する。
- (2) すべての職員は、異常発生時には、その状況及び対応等を直ちに上席者へ、上席者は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）へ、委員長は院長へと報告をする。また、委員長は、委員会を開催し、速やかに異常発生の原因を究明し、改善策等を立案し、それを実施するよう全職員へ周知徹底を図る。

5 院内感染対策マニュアル

院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

6 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、土岐市立総合病院のホームページに記載するとともに、患者様およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- (2) 患者様には、疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7 その他

- (1) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）にFAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。また、昨年 of 質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので活用する。
- (2) 報告が義務付けられている病気が特定された場合は、速やかに保健所に報告する。